

## 『改憲』に抗するために

## 自衛隊を憲法九条の第三項に明記するという事は

## 学習資料

## 1. はじめに

## &lt;発端は&gt;

安倍首相は、今年の日国憲法施行70年目の憲法記念日に読売新聞の単独インタビューに応じる形で、「憲法改正」への強い意欲を語り、下記のように具体的な改憲内容を明示、2020年国民投票という改憲スケジュールまで言及しました。

- ◆憲法改正を実現し、東京五輪・パラリンピックが開かれる2020年の施行を目指す
- ◆自民党の改正案を衆参両院の憲法調査会に速やかに提案できるよう党内の検討を急がせたい。
- ◆9条の1項、2項を残したまま、新たに自衛隊の存在を明記するよう議論を求める。
- ◆教育無償化に関する日本維新の会の提案を歓迎する。 (5.3 読売新聞記事のまとめより)

そして、自民党は、この安倍首相の意向を受け、これまで、党内の憲法改正推進本部の態勢を拡充、本格的な検討（九条と緊急事態条項、教育無償化、参院選の合区解消の4つを改正項目に絞る）を加速させてきました。そして、今回の総選挙では自民党が前述の4項目の条項の「憲法改正」を公約に掲げるだけでなく、複数野党が「改憲」を公約に掲げる状況にあり、にわかに「憲法改正」国民投票への気運が高まってきています。

## 立憲主義

## &lt;論を進める前に・・・「憲法」と「立憲主義」&gt;

権力の行使を憲法に基づかせる  
政治の「逸脱・暴走」を抑止する

ところで、こうした「憲法改正」を考えると、私たちは、まず、私たちの憲法の基本理念とされる「立憲主義」という考え方をおさえておきたいと思えます。

「立憲的意味の憲法とは、権力を制限することにより自由を保障しようという考えを基本理念とする憲法である。

・・・立憲主義というのは、権力の行使を憲法に基づかせようという考え方である。」

（「憲法I 第五版」有斐閣 1992 初版／2012 第五版

野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利編）

「多数決によって覆せないルール（＝憲法）をあらかじめ用意しておいて、多数決によって運用される通常の政治の「逸脱・暴走」を抑止しようとするプロジェクトである。」

（「改憲問題」愛敬浩二著 ちくま新書 2006）

## &lt;安倍首相「憲法改正」提起の概要&gt;

では、今回の安倍首相の描く「憲法改正」は、どのような理由でどのように「改正」し、「改正」の結果として何を求めようとしているのでしょうか。憲法九条にかかわることに絞って見てみます。

## ◆どのような理由で？

安倍首相の「憲法改正」提起の出発点となった2017.5.3の憲法記念日の読売新聞の単独インタビューでは次のようにその理由、改正の概要を述べています。

「自衛隊が全力で任務を果たす姿に対し、国民の信頼は今や九割を超えている。一方、多くの憲法学者は違憲だといっている。「自衛隊は違憲かもしれないけれど何かあったら命を張ってくれ」というのはあまりにも無責任だ。私たちの世代のうちに、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生ずる余地をなくすべきだ。」

#### ◆どのように「改正」するのか？

「9条については、平和主義の理念はこれからも堅持していく。そこで例えば、1項、2項をそのまま残し、その上で自衛隊の記述を書き加える。そういう考え方もある中で、現実的に私たちの責任を果たしていく道を考えるべきだ」

※自民党の憲法改正推進本部で今、具体的な案文作りが行われていて、現段階では、上記以外には、具体的な条文案の提示はありません。以下は、「自衛隊」を憲法九条第三項に明記するという総論を前提として話しを進めることにします。

## 2. 「自衛隊」とは

では、次に、「立憲主義」の理念に照らして、今回の予想される「改正」の結果が国に対して新たに何を求めているのかについて考えてみたいと思いますが、その前に、今回の「改正」の対象とされる「自衛隊」について、いくつかの角度からライトをあててみようと思います。

### <憲法第九条と自衛隊>

#### 日本国憲法第九条

- 一 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- 二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

これは、かつての日本の起こした戦争が日本だけでなくアジア諸国など多くの国々に甚大な犠牲をもたらした反省と責任から、設けられた条項です。

「今後、国際紛争が起きても、決して武力を用いることなく、軍隊によることなく外交の力で、国際安全保障の枠組みで平和的な解決に努めることを国に求める。」ものです。

しかし、この日本国憲法が施行されてまもなく朝鮮戦争が起り、米ソの冷戦構造が激しくなるなかで、GHQが、日本に働きかけて武器使用可能な組織が設けられ、いくつかの組織改編を経て 1954 に「自衛隊」が発足しました。仮想敵国を「ソ連」とするものでした。

## <自衛隊と憲法九条 「政府見解」>

自衛隊発足にあたって、政府は、憲法九条からの制約として、次の政府見解で自衛隊は戦力にあたらぬと解釈しました。

「わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならない。

自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものは第二項にある「戦力」にあたり、その保持は許されない。」

### 自衛権発動（武力行使）の3要件

1. 我が国に対する急迫不正の侵害があること
2. これを排除するために他に適当な手段がないこと
3. 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

このほか以下の事項等が加えられました。（1972年 政府見解）

### ※海外派兵の禁止

「武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されない」

### ※集団的自衛権は許されない

「わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるものであり、許されない」

この政府見解は、2014年の「集団的自衛権容認」の閣議決定、2015年の集団的自衛権容認の安保法制制定まで一貫して維持されてきました。

また、政府は、「憲法9条の制約」としての政策として、「専守防衛」「軍事大国化にならない」「防衛費GDP1%以下」「非核三原則」「武器輸出三原則」等々を同様に一貫して維持してきました。

## <憲法学者は>

一方、自衛隊発足に際しての政府見解に対して、憲法学者の多くは、実際の自衛隊の装備・能力から、自衛隊は「戦力」にあたり「違憲」という学説を崩していません。

また、これまで「自衛隊と九条」にかかわる裁判で、自衛隊を違憲とする判例はあっても、自衛隊を合憲とする判例はまだありません。

こうした自衛隊「合憲」の政府見解と憲法学者による自衛隊「違憲」の憲法解釈それぞれが維持される中で、現実には、政府見解が運用され、定着されてきました。

ここで、憲法学者の樋口陽一さんの言葉を紹介したいと思います。

「戦後憲法学は「非現実的」という非難に耐えながら、その解釈論を維持してきた。・・・その際、過小に見てならないのは、そういう「非現実的」な解釈論があり、また、それと同じ見地に立つ政治的・社会的勢力・・・があったからこそ、その抑止力の効果を含めて、現在かくあるような「現実」が形成されてきたのだ、という事実である。」

(樋口陽一「講座憲法学2 主権と国際社会」日本評論社 1994)

憲法学者の「違憲」解釈論の維持は、九条の実効を求める主権者の力を受けて、国に対して「自衛隊「合憲」政府見解」の更なる拡大を一貫して許さず、さまざまな「憲法第九条の制約」による政策＝「九条の重し」をこれも一貫して維持させてきたといえます。

この力学は「九条の力」とはいえないでしょうか。

### <自衛隊の変容・九条からの離陸の試み 「集団的自衛権」容認突破への前哨>

「ソ連」の崩壊など冷戦崩壊後、日本は、「対ソ」防衛構想からアメリカの目ざす世界秩序に基づく防衛構想へと転換し、安保条約に新たな役割を盛り込み、自衛隊の海外活動の道を開きました。湾岸戦争、PKO、9.11 テロ対策、イラク戦争等に対応してきました。そして、憲法九条の制約である「海外派兵」に抵触するさまざまな対応に対して、政府は、これまでの「政府見解」にさまざまな「解釈」を行うことで「政府見解」の実質変更を図っています。「九条からの離陸」、「集団的自衛権」容認突破への前哨の試みともいえます。

いくつかの視点でみてみます。

#### ① 世界有数の軍事大国 日本

a. 主要国 軍事費 (2016 統計) 2017.4 ストックホルム国際平和研究所 発表

1	アメリカ	6112	5	インド	559	9	ドイツ	411
2	中国	2152	6	フランス	557	10	韓国	368
3	ロシア	692	7	イギリス	483	単位 億ドル		
4	サウジアラビア	637	8	日本	461	アメリカ 36.3 % 中国 12.8 %		

b. 世界の軍事力ランキング 2016 ※軍事力ランキングは各種ありまちまちです

クレディ・スイスが発表 (スイス・ストックホルム国際研究所と米・軍事分析会社グローバル・ファイヤーパワーによる軍事費、兵器や兵士の数などの総合力ランキング)

- ①アメリカ ②ロシア ③中国 ④日本 ⑤インド  
⑥フランス ⑦韓国 ⑧イタリア ⑨イギリス ⑩トルコ

憲法九条の制約が外れれば自衛隊は強大な軍隊となりえます。

自衛隊憲法明記で憲法九条の制約がなくなると

→軍事大国化が進めば →中国の更なる軍拡が拍車→東北アジアの不安定化懸念が高まる

#### ② 国際貢献の海外活動と併行して

段階的に「任務」拡大

領土・領海

周辺地域

範囲無制限

1954 「国土防衛（我が国直接・間接の攻撃対処）に限定」

→ 2007 「国土防衛（我が国直接・間接の攻撃対処）＋海外活動（わが国周辺地域）」

→ 2015 **安保法制** 国土防衛（我が国直接・間接の攻撃対処 削除される）  
海外活動（わが国周辺地域限定条項 削除される）



**武器使用基準緩和拡大**

武器使用基準＝**9条制約による基準** 緩和 → 「海外派兵」  
→ **自衛官のリスク増大**

1992 基準 生命又は身体の防衛のための最小限のもの 隊員個人の判断に

→ 1998 基準 自己又は自己とともにある隊員の防護 上官の命令による

→ 2001 基準 自己の管理下に入った者の防護（難民キャンプ・病院など想定）  
武器等（戦車・車両・戦闘機・艦船などの装備の）防護のため

→ 2015 **安保法制** 平和維持活動等で → **自衛官のリスク増大・武力行使発展も**  
「駆け付け警護」付加 任務遂行のための武器使用  
→ 自己保存型・武器等保護を超える武器使用可能に

武器使用は

すべて「自衛官」権限 「自衛隊」ではない→組織的武器使用禁止 ← **9条制約**

③ a. **周辺事態法（1999）** アメリカの求める新安保の新たな領域・活動を規定

周辺事態 我が国の周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態  
→ 米軍の後方地域支援に限定（米軍との武力行使の一体化の禁止 ← **9条制約**）

b. **テロ対策特別法（2001）** 派遣の地理的限定なくす 世界のどこにでも  
（時限法ながらも「海外派兵」の範疇に突入）

→ 2015 **安保法制** 周辺事態から → 「重要影響事態」新設 拡大される  
後方地域支援から「地域限定」削除 → 「後方支援」に



c. **有事法制関連法（2003）**

武力攻撃事態とともに  
武力攻撃予測事態

発生前の段階から動き出す事態で → 防衛出動可能に  
日本領域外での事態でも < 武力行使 >

→ 2015 **安保法制** 「存立危機事態」新設 → 防衛出動可能に  
< 集団的自衛権 > < 武力行使 >

実はこの法で非常時の自治体・企業の協力義務・国民の人権等権利制限も規定される

d. **イラク特措法（2003）**

「非戦闘地域 ← **9条制約**」での活動

→ 2015 **安保法制** 非戦闘地域から → 「現に戦闘行為が行われていない地域」に  
「他国の武力行使との一体化にはならない」 ???



#### ④米軍と自衛隊との一体化

新安保協力態勢で米軍の武力行使との一体化のおそれ高まる

運用面での日米協力・他国との共同訓練が次々に繰り返されるように

#### ⑤安部政権から矢継ぎ早の「9条制約」の下の「政策変更」

専守防衛 → 日本版「海兵隊」の編成、敵基地攻撃能力の検討

武器輸出禁止三原則 → 見直し

軍事大国化にならない → それまで続いた防衛費縮減の方針を撤回、  
防衛費の増加を指示

→ GDP1%枠 撤廃検討へ

産軍・軍学共同態勢の強化等々

これらのことから分かるように、政府は、形の上ではこれまでの「政府見解」を維持しながらもさまざまな口実・解釈での実質変更で切り抜けてきました。しかし、それでも全体としてはかろうじて「九条の重し」の下に収まっていた。しかし、2015 安保法制制定で、「九条の重し」が「法律」の名の下につきつぎと取り払われてしまいました。まさに、憲法違反の「法律」の下克上です。

### < 自衛隊への評価は？ >

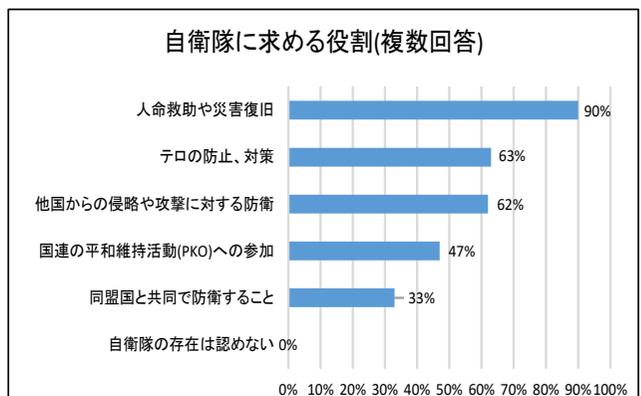
「(自衛隊の活動への) 国民の信頼は九割を超えている」と安倍首相は改憲理由に述べています。各種世論調査でも自衛隊に対する評価は大変高いものがあります。

#### ① 自衛隊への信頼・期待の多くは災害救助活動

NHKが自衛隊・「憲法改正」にかかわる世論調査を公表しています。(2017年3月実施)

右は、「自衛隊に求める役割」についての回答です。

国民の自衛隊に対する期待・信頼の多くは、人命救助・災害復旧などの災害救助活動での働きに向けられていることがわかります。事実、阪神淡路大震災、東北大震災、熊本地震などの甚大な災害の度に自衛隊への「志願」が急増しています。



#### ② 自衛隊の「国際貢献」活動への評価 憲法九条下での活動だからこそ

さらに、海外の「国際貢献」の活動において、政策策定に際しての「政治」主導の実質「海外派兵」の道を開いたことの問題点を留保しつつ、自衛隊の活動に対しては憲法9条制約下の海外活動であること、それゆえに信頼できる復興支援・インフラ再建・民生支援として現地より高い評価を受け、そのことへの隊員の使命感も高いといわれています。9条の制約は自衛隊員の任務への貢献意識に安定的なものとして影響しているのではないのでしょうか。



### 3. 憲法第九条第三項に「自衛隊」を明記することの意味

#### (1) <憲法第九条に「自衛隊」を「明記」すること・・・

##### 「集団的自衛権容認」の「自衛隊」を明記すること>

2014年、安倍政権は、「集団的自衛権容認」の閣議決定を行い、まさにそれまでの60年にわたり運用されてきた「政府見解」に大胆に踏み込み、翌2015年「集団的自衛権容認の安保法制」関連の法律を制定させました。

多くの憲法学者は、この「閣議決定」、それに基づく「安保法制」は「従来の政府見解と論理的整合性も法的安定性も保っていない」として、明確に「違憲」として強い反対を示しました。国民の間でも強い反対世論が形成され、政権を大きく揺さぶるまでになりました。

安倍首相が、意欲を示す憲法九条に明記するとした自衛隊は、この「集団的自衛権」を担わされた自衛隊であるということを忘れてはなりません。

安倍首相は、「国民の間に定着している今ある自衛隊を書き込むだけ」としています。その額面通りの受け入れは少し危険なようです。

#### (イ) 集団的自衛権容認の閣議決定とは

「従来の政府見解と論理的整合性も法的安定性も保っていない」

←多くの憲法学者はこう閣議決定を批判

##### ① 閣議決定は

2014.7.1 閣議決定では、政府は憲法第9条のもとで許容される自衛の措置として新3要件を次のように示しました。

- ・わが国に対する武力攻撃が発生したこと＝**武力攻撃事態**、
- またはわが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること＝**存立危機事態**
- ・これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- ・必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

わが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合＝**存立危機事態**に限って集団的自衛権の行使は許されるとしているのです。

政府は、あくまで「集団的自衛権の行使は限定的で、従来の憲法解釈の基本的な論理の枠内に収まっている。」としています。

##### ② 「存立危機事態」の範囲は 限定されず、政府のフリーハンドの余地残す

しかし、この限定的とする根拠の「存立危機事態」については、一方で政府は行使の範囲を限定していません。安倍首相は、例外としながらも「ペルシャ湾のホルムズ海峡まで行って武力行使できる」とする答弁も見られました。いわば、政府のフリーハンドということの余地を残しているのです。

## (ロ) 集団的自衛権容認の安保法制とは

2015.9 に成立した「安保法制」(2016.3 施行)とは、上記の閣議決定の趣旨を11件の各法ににちりばめて法制化したものです。

集団的自衛権での「武力行使」や、それまでの活動の「地域・範囲」が取り払われて、自衛隊がさまざまな地で米軍・他国軍の武力行使と一体化となるおそれのある活動が可能とされたことや、武器使用の拡大で「武力行使」への危険を増大させる内容が盛り込まれています。(末尾の附録の2015「安保法制の概要」参照)

政府は次のように公式答弁しています。

「**集団的自衛権の行使は限定的で、従来の憲法解釈の基本的な論理の枠内に収まっていて違憲ではない。**」

「国民の命と平和な暮らしを守ることは政府の最も重要な責務。我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している、我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障・防衛協力を強化するとともに、域内外のパートナーとの信頼及び協力関係を深め、その上で、あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要だ。これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることができる。」

「2015 安保法制」を違憲・不当とする憲法学者・識者の主張のいくつかを紹介します。

※「安保法制の何が問題か」岩波書店 2015 各論考巻頭より抄出

### <「集団的自衛権」の概念不明確>

- これまで行使された事例 **軍事大国によるもの**(ベトナム戦争/米国 アフガン侵攻/ソ連など)・**濫用の疑いのあるもの多い!**
- 「集団的自衛権」は**個別自衛権と同等の「自然権的自衛権」とは異なる**。  
同盟政策の末裔で、アメリカが国連憲章の起草段階で挿入されたものにすぎない

### <法制策定にあたって>

- 首相・政権与党は、**憲法尊重擁護義務違反**(憲法九十九条)
- 日本を守るための「**集団的自衛権**」が必要な**立法事実はない**
- 政府の示す「**集団的自衛権**」容認の論拠の**不当性の言及**

### <法制について>

- 従来の政府見解と論理的整合性も法的安定性も保っていない。  
**集団的自衛権の行使は憲法九条違反。**
- 安保法制に盛り込まれた**自衛隊の後方支援に関わる諸条項は**  
→ **違憲の武力行使一体化もたらずおそれきわめて大きい**

### <自衛隊員のリスク>

- 自衛隊員の立場を極めて不安定なものにし、**  
これまで顕在化してこなかった**隊員のリスクを現実のものにするおそれ。**
- 自衛隊員の間に戸惑い広がり、**海外派遣に対する政治のチェック体制は弱まり、**  
**自衛隊のリスクはより高まる。確実に安全保障環境を悪化させる。**

安倍首相が今回の「九条改正」の主理由とした、多くの憲法学者の「違憲」論を封じることが「改正」でどこまでなし得るのでしょうか。

(2) <憲法第九条三項に「自衛隊」を「明記」すること・・・  
「自衛隊」の超越性を公布するという事>

① 「自衛隊」肥大化・「軍隊」化

- 予算の独立への道を開き、さらなる軍事費増大の口実になるのでは？ 軍事大国化へ
- これまで以上に独自に装備・行動の道が進むのでは？
- 「専守防衛」「非核三原則」「防衛費GDP1%枠」などの制約が脅かされる可能性
- 任務が重み付けされ、さらに拡大されるのでは？  
主たる任務とされる「国防」へのウェイトを増し、  
災害派遣等の活動を低位におき、「国防軍」化につながるのでは？
- 自衛隊員の軍事行動への忠誠心が強く求められていくことになるのでは？→「兵士化」
- 関連条項への改正波及促進につながることに 「緊急事態」や「軍法会議」などに

② 国民の「国防」意識の喚起・高揚

- 学校教育の場への浸透が進み、国防意識の育成が高まることにつながるのでは？
- 隊員募集の組織化・積極化がより進むのでは？ →「経済的徴兵制」への道も
- 自治体・自衛隊の連携した啓蒙普及活動が正当化され、積極化するのでは？

③ 「安保法制の違憲訴訟」における最高裁の判断に悪影響の可能性

「もともと合憲であった安保法制の合憲性は新たに担保されることになったのだ」という主張を持ち出してくる可能性が出てきます。

(3) <憲法第九条三項に「自衛隊」を「明記」すること・・・  
「戦力を保持せず」の第二項との矛盾>

七月以降、安倍政権の支持率急落でいったんはしばみかけた「憲法改正論議」が、九月にきて、「内閣支持率の復調傾向」を受けて、再び「憲法改正」、とりわけ九条の「改正」について踏み込んだ動きが出ています。

安倍首相の5/3の「憲法9条改正提起」の核心がここにきて明らかになってきたようです。

二段階改憲論の危うさ・・・『二項廃止の露払い』への位置づけ

**安倍首相の5/3の「憲法9条改正提起」の核心？**

**新聞記事** 「自民党の船田元（はじめ）衆院憲法審査会幹事は1日、宇都宮市で講演し、憲法9条改正を巡り、安倍晋三首相は2度の改正を経て、戦力不保持などを定めた2項を削る「二段階論」が念頭にあるとの見方を示した。2項を含む現行の9条を維持し、自衛隊を明記する首相自らの提案を実現した上で「次は2項をなくす二段階論を深めるのが首相の考えだ。われわれの考えにも近く、その方向で進めたい」と語った。

政府は2項について「自衛のための必要最小限度の実力を保持することまでも禁止する趣旨ではない」と解釈。自衛隊は「戦力に当たらない」としている。2項を削れば、自衛隊を「戦力」と明確に位置付ける道を開くことになる。」（共同配信 9/2）

#### 4. まとめにかえて

ここまで、安倍首相の「改憲」意欲の内容、その理由、そのねらい、そして、改憲の対象とされる「自衛隊」についてみつめてきました。

そして、安倍首相の「改憲」は、単なる現状追認の条文加筆というものではなく、現在の憲法九条の理念を覆す内容をはらんでいるということがわかってきました。

安倍首相の描く「憲法 9 条改正」には、現在の日本国憲法の「平和主義」の原則に照らして果たしてどのような意味を持ち、その「平和主義の原則」との整合性はどうか保たれているのか、主権者ひとりひとりがその辺のところをしっかりと見つめて判断する必要があるように思います。最後に、お二人の憲法学者の指摘をまとめにかえて紹介します。

#### 憲法学者・高見勝利さんの主張（「世界」2017.7月号より）

「従来、憲法上禁止されているとしてきた集団的自衛権の行使も、上記・存立危機事態の場合には許容されるとした上記七・一決定の（閣議決定）「論理」が、いわば「黒を白と言いくるめる」ものであり、破綻しているとの見地からすると（自衛隊を合憲とする憲法学者もほぼこの見地に立つ）、自衛隊の憲法編入は、その権力の拡大を意図し、これまで阻止条項とされてきた第二項の「空文化」、すなわち同項の外形を保持しつつ、その国家権力に対する禁止規範としての内容を確実に破砕するものと評さざるを得ない。カール・シュミットのいわゆる「憲法破毀」に類する憲法規範の破壊である。それゆえ、上記・存立危機事態明示の第九条改正案が、国民の「承認」を得たとき、第二項は完全に「死文化」し、一片の反故と化する。他方、その「承認」が得られなかった場合、国民と国会および内閣との間の対立は、決定的となり、国民相互の亀裂・分断も容易には修復しがたいものとなるであろう。」

「今後、もとより紆余曲折はあろう。しかし、もし、近い将来、上記・安倍首相の指示内容に近いものが憲法改正原案として両院の憲法調査会で審査され、国会の議決により、憲法改正案として国民投票に付されるなら、そのとき、国民は、単なる憲法改正ではなく、

**文字通り「新たな憲法」の承認を迫られることになる。**」

#### 憲法学者・石川健治さん主張（東京新聞 2017.5.15）より

3層 財政上の統制の有無
--------------

2層 権限の正当性有無
-------------

1層 法的権限の有無
------------

#### 軍事力のコントロール、憲法上なくなる 最も危険な提案

統治3層脅かす・・・二層、三層が突破されるとどうなるのか。

九条に三項を新設して自衛隊に正統性を持たせてしまうと、まず二層目のコントロールが全く利かなくなってしまう。そして、それを理由として、軍事力の財政的統制という三層目も、やすやすと突破されてしまうでしょう。軍事力のコントロールが、憲法上はなくなってしまう。かといって、九条方式に匹敵する、優秀な軍事力統制のメニューが出されているわけでもありません。安倍首相は、現状を追認するだけだから、憲法を改正しても何も変わらないと言っていますが、その逆で、最も危険な提案だというのが私の見立てです。

・・・軍拡路線の歯止めである三層が、九条三項の新設によって外されてしまえば、北東アジアにおける軍拡競争に巻き込まれざるを得ません。何より、九条改正によって初めて正統性を付与された自衛隊が、それにあぐらをかいて変質してしまう心配があります。・・・

附録 2015安保法制とは ※2016.3施行

① **戦争の開始・遂行!** 防衛出動→武力の行使=軍事衝突・戦争です!  
いままで → 武力攻撃事態 (我が国に対する武力攻撃) で防衛出動でしたが  
新たに → 存立危機事態 (集団的自衛権) でも可能になりました。

集団的自衛権で  
戦争の道開く

② **戦争・紛争の支援!** 武力行使をする他国軍隊の支援が加わりました。

a. **重要影響事態への対処** ※我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態  
これまでの「周辺事態」から「重要影響事態」に  
→「周辺」の地域限定が削除され、範囲が無制限に広がりました。

武力行使をする  
他国軍隊の支援  
の道も

b. **国際平和共同対処事態 (新設)** ※国際社会の平和と安全を脅かす事態  
これまでの「テロ特措法等」から新設

a. b. 自衛隊の行動内容

後方支援活動・協力支援活動

物品・役務の提供・弾薬等も = 兵站活動可能に

搜索救助活動 / 船舶検査活動 (怪しい船舶に乗り込みます)

(旧) 後方地域・非戦闘地域の地域限定条項 → 取り払う

→ 「現に戦闘行為が行われている現場でない場所」なら活動可能に

武力行使  
の懸念増大

外国の軍隊と自衛隊の活動

一体化すれば

武力行使の  
可能性増大

憲法違反に

a. b. では「自己保存のための武器使用」可能に

③ **停戦処理!** 国際平和協力 (PKO協立法改正) 停戦後の平和維持等

a. 国際連合平和維持活動 (国連統括下の部隊での活動)

b. 国際連携平和安全活動 (新設) (国連の統括しない有志連合等でも活動可能に)  
安全確保業務・駆け付け警護など、危険な業務を拡大

武力行使  
の懸念増大

④ 在外邦人の生命等の緊急事態

それまで輸送だけだったのが「救出」も可能に

③④では これまでの「自己保存のための武器使用」プラス

「任務遂行のための武器使用」可能に → 従前より強力な武器使用も可能に

→ 交戦状態・武力行使に発展も

→ 憲法違反に

⑤ **グレーゾーン事態対処** (武力攻撃に至らない侵害・離島への不法上陸等)

「米軍の武器等の防護や治安出動・海上警備行動で武器使用が可能に」

※「武器等」とは、戦車・航空機・艦船も含まれます 米軍の要請に基づく

→ 相手国との交戦状態に発展も

↑

↑

この項は「安保法制の何が問題か」岩波書店 2015 所収の福田護氏論考「解説 安保法制改定法案の概要とその違憲性」を参考にして記述しました。

参考文献 本文内掲載文献以外に以下の文献を参考としました。「自衛隊の変容」(前田哲男著) / 『「戦地」派遣 変わる自衛隊』半田滋 2009 / 『日本は戦争をするのか 集団的自衛権と自衛隊』半田滋 2014 以上三点岩波新書 / 「ライブ講義 徹底分析! 集団的自衛権」水島朝徳 岩波書店 2015 /

作成: 子どもと法・21 (子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会)  
連絡先 〒160-0004 東京都新宿区四谷4-25-10-608 石井法律事務所内  
電話 03-3351-0841

# 安 保 法 制 概 要

『改憲』に抗するために学習資料

事態・対象		自衛隊の行動	自衛隊の権限	
<b>武力攻撃事態</b> 自衛権発動の3要件 (わが国に対する武力攻撃)		防衛出動	<b>武力の行使</b>	
<b>存立危機事態</b> 「自衛の措置」の新3要件 (密接関係国に対する武力攻撃が我が国の存立を脅かす等)		防衛出動 (集团的自衛権の行使)		
(旧) 周辺事態 →	<b>重要影響事態</b> 我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態	(武力行使をする他国軍隊の支援) 後方支援活動/協力支援活動 物品・役務の提供・弾薬等も →武力行使の一体化懸念	自己保存のための武器使用	
(旧) テロ特措法等 →	<b>国際平和共同対処事態</b> (国際平和支援法) 国際社会の平和と安全を脅かす事態	搜索救助活動 船舶検査活動 現に戦闘行為が行われている現場でない場所なら活動可能 ※これまで(後方地域・非戦闘地域に限定)		
<b>国際平和協力</b> (PKO協力法改正) 停戦後の平和維持等		<b>国際連合平和維持活動</b> (国連統括下の部隊での活動)  <b>国際連携平和安全活動</b> (国連の統括しない有志連合等で) 安全確保業務・駆け付け警護など、危険な業務を拡大	自己保存のための武器使用  任務遂行のための武器使用  ・安全確保業務で ・駆け付け警護で ・在外邦人救出で	武力行使又はその危険
在外邦人の生命等の緊急事態 (自衛隊法改正)		在外邦人の救出等 (旧)輸送のみ→(新)救出可能に		
いわゆる <b>グレーゾーン事態対処</b> (武力攻撃に至らない侵害・離島への不法上陸等)		<b>米軍の武器等の防護</b> (これまでは自衛隊の武器等防護のみ 自衛隊法改正)	<b>武器等防護のための武器使用</b>	
		<b>治安出動・海上警備行動</b> (電話閣議等による運用の迅速化)	<b>武器の使用</b> 警職法7条準用など	

「安保法制の何が問題か」岩波書店 2015 所収の福田護氏論考「解説 安保法制改定法案の概要とその違憲性」における氏のまとめ図表を転記

